

和解の成立について

学校事故における児童の損害賠償請求事件について、東京地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

熊本市立小学校の児童であった者

2 事件名

東京地方裁判所 平成31年(ワ)第6185号 国家賠償請求事件

3 主な請求内容

相手方は、市に対し、金1042万2350円及びこれに対する平成28年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求する。

4 和解条項

- (1) 市は、相手方に対し、本件事故が発生したことについて、遺憾の意を表明する。
- (2) 市は、相手方に対し、本件解決金として220万円の支払義務があることを認める。
- (3) 市は、相手方に対し、令和3年11月30日限り、前号の金員を、相手方が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

学校事故における児童の損害賠償請求事件について、東京地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。